

賀地防第3070号の4
平成30年3月13日

近畿環境サービス株式会社
代表取締役 望田 昭博 様

三重県知事 鈴木 英 敬



三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設の認定について（通知）

平成29年12月14日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 施設の所在地

名張市上比奈知字松尾2620-5, 2631-1, 2637-1, 2638-1, 2638-2, 2639-1, 2640, 2641, 2642, 2683-1

2 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、
動植物性残さ、家畜ふん尿
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

3 産業廃棄物の処分の方法

堆肥化

4 認定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【事務担当】

三重県伊賀地域防災総合事務所

環境室環境課 巽

TEL 0595-24-8078

FAX 0595-24-8010